

記入例

施設等利用費請求書（償還払い用）

ども園・特別支援学校幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費

第30条の11第1

施設等利用費の給付について、下記の通り請求

預かり保育の償還払いは半年ごと（6か月分ずつ）の請求を基本とします。

- 申請者と認定子どもが、多賀城市内に居住していること。
- 実際に利用していることを多賀城市が対象施設に確認すること。
- 利用料の支払い状況を多賀城市が対象施設に確認すること。

領収証と提供証明書と同一としてください。

領収証や提供証明書などの発行年月日以降の日付を記入してください。

1. 施設等利用費の認定保護者(請求者)	請求日	令和〇年3月31日
フリガナ タガジョウ イチロウ	〒	〒985-〇〇〇〇
氏名 多賀城 一郎	現住所	多賀城市〇〇1丁目2番3号
生年月日 昭和・平成〇年〇月△日	電話番号	- -

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

フリガナ タガジョウ タロウ	生年月日	平成	1	年	〇	月	△	日
氏名 多賀城 太郎		令和						
	認定番号	1234						

3. 振込先

金融機関	銀行以外	〇×△	銀行	信用金庫	多賀城	支店	口座名義(カタカナ)	タガジョウ イチロウ						
	ゆうちょ		農協・信用組合		出張所									
	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通		認定保護者名義以外の場合は委任状が必要です。				1	2	3	4	5	6	7
	記号(左づめ)	ゆうちょ銀行												

※振込先は原則、認定保護者名義の口座

4. 在籍する幼稚園・認定子ども園・特別

施設名称	多賀城幼稚園	認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業が対象となるのは、在籍する幼稚園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。
------	--------	--

5. 預かり保育事業以外に利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入

① 施設名/事業名	〇〇保育園/認可外保育施設	② 施設名/事業名	〇〇保育園/一時預かり事業
-----------	---------------	-----------	---------------

6. 施設等利用費の請求内訳

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(E)	月額上限額	請求額 （「D+E」か月額上限額の低い方を記入）
	施設に支払った金額(A)	利用日数(B)	対象額(C) (450円×B)	AかCの金額のうち低い額(D)			
令和〇年10月	12,000円	24日	10,800円	10,800円	0円	11,300円	10,800円
令和〇年11月	10,000円	20日	9,000円	9,000円	0円	11,300円	9,000円
令和〇年12月	10,000円	20日	9,000円	9,000円	0円	11,300円	9,000円
令和〇年1月	7,500円	15日	6,750円	6,750円	0円	11,300円	6,750円
令和〇年2月	10,000円	23日	10,350円	10,000円	0円	11,300円	10,000円
令和〇年3月	10,000円	20日	9,000円	9,000円	0円	11,300円	9,000円

※「認可外保育施設等に支払った金額(E)」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。

子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書を添付してください。

※月額上限額は、2号認定の場合は11,300円、3号認定の場合は16,300円となります。

※月途中で認定期間が終了する又は開始される場合、市町村間の転出入の場合、月額上限額は次の通りとなります。

- 月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の上限額
：11,300(16,300)円× 認定期間終了日 又は 転出日までの日数 ÷ その月の日数
- 月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の上限額
：11,300(16,300)円× 多賀城市における認定期間開始日 ÷ その月の日数